

京都府警察のシンボルマークの制定及び使用について（例規）

制定 平成 6 . 3 . 14 6 京広第77号
京都府警察本部長から各部長、各参事官、首席監察官、各所属長あて

この度、みだしのことについて下記のように定め、平成 6 年 3 月 15 日から実施することとしたから、誤りのないようにされたい。

記

1 シンボルマークの制定

(1) 制定の趣旨

京都府警察のシンボルマーク（以下「シンボルマーク」という。）を定めることにより、京都府警察のイメージアップを図り、もって府民に親しまれ、信頼される警察活動の推進に資するものである。

(2) シンボルマークの意図

だ円形は地球を、K は京都府警察の頭文字を京都府の鳥（オオミズナギドリ）で表現し、親鳥が羽根でひな鳥を守る姿により府民を守る京都府警察を象徴したものである。

(3) シンボルマークの図柄及び規格

シンボルマークの図柄及び規格は、別図のとおりとする。

2 シンボルマークの使用

(1) 使用の基本

シンボルマークは、京都府警察と府民との触れ合いを図るため、広報活動、各種行事、日常の府民との対応等に際して積極的に使用するものとする。

(2) 使用の範囲及び基準

ア シンボルマークは、事務用品、広報紙、名刺、記念品等に別図に定める図柄及び色調に従って使用するものとし、その他の基準は、この例規通達に定めるもののほか、総務部長が定めるものとする。

イ シンボルマークを公務上使用する名刺に使用する場合は、名刺の左上部余白にカラー又はモノクロームの印刷又は浮出しによるものとする。

(3) 使用上の留意事項

シンボルマークを使用するに当たっては、次の事項に留意するものとする。

ア 原則として、図柄を変形し、若しくはその一部のみを使用し、又は他の図柄若しくは文字と重ねて使用しないこと。

イ 警告書、呼出状その他の職権を行使するための文書又は図画には使用しないこと。

ウ 個人の宣伝又は不当な目的に利用されないようにすること。